



# 第1章

## 背景

### 1

### 学校施設のバリアフリー化に関する基本的な考え方

学校施設は、障害の有無に関わらず子どもたちの活動に支障なく、安全に安心して利用することができなければならない。また、学校開放や災害時の避難場所としての利用においても、障害のある地域住民等の使用が想定されることから、基本的なインフラとして、施設のバリアフリー化を図ることが必要である。

また、近年、特別支援学校に在籍する児童生徒、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受ける児童生徒数が増加するとともに、特別支援学校の小・中学部では、約半数の児童生徒が重複障害学級に在籍するなど障害の重度・重複化が進んでいる。こうした課題に対応し、障害のある子どもたちの自立と社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行う「特別支援教育」を推進するために関係法令の改正が行われ、平成19年4月より施行されたところであり、特別支援教育を推進するための施設面における対応も重要な課題となっている。

学校施設のバリアフリー化にあたっては、保護者や地域住民等の多様な利用者を想定してユニバーサルデザインの観点から検討を行うとともに、その教育的な効果についても考慮することが重要である。障害のある子どもたちとの交流及び共同学習を行う際には、施設のバリアフリー化は不可欠であり、また、整備したバリアフリー設備を利用して車いす体験を行うなど、学校施設を障害者理解の促進に活用することも期待されている。

### 2

### これまでの取組み

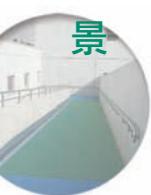


#### 1. 政府全体の取組み

平成14年7月に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(以下、「ハートビル法」という。)が一部改正され、学校施設が新たにバリアフリー化の努力義務の対象に位置づけられ、学校施設の新築・増築等を行う際には、段差の解消、車いす使用者用トイレの設置、廊下の幅員の確保などに努めることが必要となった。

また、「障害者基本計画」(平成14年12月閣議決定)において、建物、移動、情報、制度等のソフト・ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの観点から、全ての人にとって生活しやすいまちづくり、ものづくりを推進することとされ、学校施設については、そのバリアフリー化の推進が求められている。

さらに、平成18年12月には、従来のハートビル法と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(以下、「交通バリアフリー法」という。)を統合、拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下、「バリアフリー新法」という。)が施行され、学校施設については以下のように適合義務及び努力義務が課されている。(p35参照)



## ◆バリアフリー新法における学校施設の取扱い

### ○ 特別特定建築物

特別支援学校、病院、体育館（一般公共用）、博物館、美術館、図書館等、不特定多数又は高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、政令で定めるもの

- |  |                                      |
|--|--------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・2,000m<sup>2</sup>以上の新築、増築等</li> <li>・既存の建築物等</li> </ul> | → <u>基準適合義務</u><br>→ <u>基準適合努力義務</u> |
|--|--------------------------------------|

### ○ 特定建築物

学校、劇場、百貨店、ホテル、事務所等、多数の者が利用する建築物

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別特定建築物を除く特定建築物の新築、増築等</li> <li>・建築物特定施設<sup>※1</sup>の修繕又は模様替</li> </ul> | → <u>基準適合努力義務</u><br>→ <u>基準適合努力義務</u> |
|--|--|

※1 建築物特定施設（法第2条第18号、令第6条）

出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機、便所等



## 2. 文部科学省における取組み

障害者基本計画の前期5年間において重点的に実施すべき施策等について定めた「重点施策実施5か年計画」において、小中学校等のバリアフリー化を行うに当たっての指針と事例集を作成することとされた。これを受け、文部科学省では、平成15年8月に学校施設のバリアフリー化等の在り方を検討するための調査研究協力者会議を設置し、学校施設におけるバリアフリー化等の方針や計画・設計上の留意点について検討を行い、その成果を踏まえ、平成16年3月に「学校施設バリアフリー化推進指針」を策定している。

さらに平成17年3月に、指針の内容に関する具体的な整備事例を取りまとめた「学校施設のバリアフリー化に関する事例集」を取りまとめている。

また、学校施設のバリアフリー化に対して、従来から国庫補助が行われており、平成18年度からは、公立文教施設整備費の一部を「安全・安心な学校づくり交付金」として交付金化し、地方公共団体の使い勝手を向上することにより、計画的・効率的な施設整備を推進している。

これら国における取り組みに加え、地方公共団体においては、バリアフリー新法に基づく付加条例や福祉のまちづくり条例などにより、独自に学校施設のバリアフリー化に関する規定を追加しているケースも見受けられ、学校施設のバリアフリー化の重要性に対する認識が浸透しつつある状況にある。



## 「学校施設バリアフリー化推進指針」の概要

### 第1章 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方

#### 1 学校施設のバリアフリー化等の視点

- ・障害のある児童生徒等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように配慮
- ・学校施設のバリアフリー化等の教育的な意義に配慮
- ・運営面でのサポート体制との連携を考慮
- ・地域住民の学校教育への参加と生涯学習の場としての利用を考慮
- ・災害時の応急避難場所となることを考慮

#### 2 既存学校施設のバリアフリー化の推進

- ・関係者の参画と理解・合意の形成
- ・バリアフリー化に関する合理的な整備計画の策定
- ・計画的なバリアフリー化に関する整備の実施

### 第2章 学校施設のバリアフリー化等に係る計画・設計上の留意点

#### 1 計画・設計上の基本的留意事項

- ・関係者の参画と理解・合意の形成
- ・適切な整備目標の設定
- ・バリアフリー化等の事後点検の実施

#### 2 わかりやすく、円滑に建物に至ることができる配置計画

- ・外部から建物に入りしやすい建物配置
- ・安全で移動しやすい敷地内通路
- ・建物から円滑に移動できる屋外運動場 等

#### 3 わかりやすく、快適に動きやすい平面計画

- ・どこにでも円滑に移動できる平面計画
- ・認知・把握がしやすい明確な空間構成
- ・安全で移動しやすい避難経路の確保
- ・誰にでもわかりやすい案内表示 等

#### 4 使いやすく、安全で快適な各室計画

- ・利用しやすい教室等
- ・移動しやすい屋内の通路
- ・円滑に利用できる階段
- ・利用しやすいエレベーター
- ・誰もが利用できる便所
- ・操作がわかりやすい建築設備
- ・利用しやすい家具
- ・明確な色彩計画 等



### ③ 学校施設のバリアフリー化の現状

文部科学省が実施した調査によると、平成18年7月1日現在、何らか1か所でもバリアフリー設備を設置している学校の割合は、小学校76.9%、中学校77.4%となっており、未だ十分な整備が行われているとは言い難い状況にある。

バリアフリー新法や各地方公共団体で定める条例等の規定を踏まえ、今後、特に新築・増築に併せてバリアフリー化が進展していくことが期待されるが、一方で、多数の既存学校施設のバリアフリー化が重要な課題となっている。

このような状況を改善するため、各地方公共団体において、既存施設も含めた学校施設のバリアフリー化に関する計画的な整備を行うことが重要である。